

大宮区役所新庁舎整備事業
設計・建設モニタリング業務
プロポーザル審査要領

平成28年4月

さいたま市

1. 位置づけ

この審査要領は「大宮区役所新庁舎整備事業設計・建設モニタリング業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）が、委託事業者を選定するための公募型プロポーザルにおける選定方法および審査基準を示すものである。

2. 委託事業者の選定方法

以下の手順による、2段階審査とする。

(1) 1次審査

- ・期限までに提出された応募書類をもとに、事務局において応募資格審査を行う。
- ・応募資格を満たした者が、6者以上あった場合には、委員会において、「3. 評価項目及び配点」で示す評価項目のうち、(1)業務実績、(4)配置予定技術者の実績、(6)見積金額を「4. 評価項目の得点化方法」により得点化し、上位5者程度にヒアリングへの出席要請を文書にて行う。
- ・応募資格を満たした者が、6者未満の場合には、すべての者にヒアリングへの出席要請を文書にて行う。

(2) 2次審査

- ・応募書類審査及び応募者へのヒアリングの上、本要領に基づき審査を行い、得点が満点のうち5割以上のものを合格者とする。
- ・合格者のうち、評価点数の合計が高いものから順位付けを行い、最も評価点数の合計が高かったものを第一契約候補者として選定する。
- ・評価点数の合計が同じ者が2者以上あった場合は、選定委員会により協議を行い、順位を決定する。

3. 評価項目及び配点

提出された応募書類及び応募者へのヒアリングをもとに次の項目を評価する。

評価項目	評価の着目点	配点
(1) 業務実績（様式3）	同種、類似の業務実績の件数に応じて評価する。	10
(2) 業務の実施方針（様式4）		
① 方針	方針が明確に定まっており、その方針が理解できるか否かで評価する。	5
② 実現性	実施方針に記載のとおり、実現できるか否かで評価する。	5
(3) 業務の実施体制（様式5）		
① 実施体制	業務の実施にあたり、組織化されており、社内外との連携が取れた組織となっているか否かで評価する。	10
② 緊急連絡体制	早急な連絡や打合せが必要となった場合の体制、対応について評価する。	5
(4) 配置予定技術者の実績（様式6）		
① 管理技術者	経験について、平成18年度以降に同種業務に携わった件数で評価する。	10
② その他の担当者	配置される、担当者を実務経験年数で評価する。	5
(5) 業務提案（様式8及び様式9）		

① 的確性	特定テーマに関する考え方及び想定される課題や懸案などに関する解決策等が、的を捉えた内容であるか否かを評価する。	10
② 実現性	業務提案が実現できるものであるか否かについて評価する。	10
③ 取組意欲	提案内容やプレゼンテーションを通して、発言者の姿勢及び提案に対する意気込みを感じる事が出来たか否かを評価する。	10
④ 質疑応答	ヒアリングに対して、適切な回答をしたか否かを評価する。	10
(6) 見積金額（様式10）	見積金額の低いものから評価する。	10
合計		100

4. 評価項目の得点化方法

○ 定量的評価

(1)業務実績、(4)配置予定技術者の実績、(6)見積金額を、以下の基準により評価する。

(1) 業務実績（様式3）

評価	業務実績 6件以上	業務実績 4～5件	業務実績 3～4件	業務実績 2件以下
評価点	10	6	4	2

(4) 配置予定技術者の実績

ア 管理技術者（様式6）

評価	同種業務の実績 3件以上	同種業務の実績 2件の実績	同種業務の実績 1件の実績
評価点	10	6	2

イ その他の技術者（様式6）

評価	実務経験10年以上 が5名以上	実務経験10年以上 が3～4名	実務経験10年以上 が1～2名	実務経験10年以上 がない
評価点	5	3	1	0

(6) 見積価格（様式10）

- ・ 見積価格が最低である者を1位とし、満点である10点を付与する。
- ・ 他の応募者の評価点は、1位となった者の見積価格（最低見積価格）と当該応募者の見積価格との比率により算出する。

$\text{入札価格に関する事項の得点} = 10 \text{点} \times (\text{最低入札価格} \div \text{当該入札価格})$
--

○ 定性的評価

- ・ (2)業務の実施方針、(3)業務の実施体制、(5)業務提案に関し、「3. 評価項目及び配点」に示す評価の着目点から提案書の内容を評価し、各評価項目の評点を配点以内で付与する。
- ・ 各項目は、原則として次のAからEまでの5段階で評価する。

評価	評価の意味	得点化方法
A	特に優れている	配点×100%
B	AとCとの中間程度	配点× 75%
C	優れている	配点× 50%
D	CとEとの中間程度	配点× 25%
E	優れた提案はない	配点× 0%

注) 各審査項目の評点は各審査委員の付した評点の平均点とする。

○ 総合評価

定量的評価及び定性的評価により算出した評価点を合計し算出する。

総合評価点の算出式 = (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)
